

令和2年分の申告書作成会場においては、混雑緩和のために「入場整理券」をお配りします。(入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。) 申告書作成会場においては、感染症の感染防止策を講じますが混雑が予想されます。多くの方が訪れる会場に出向かなくても、ご自宅などからパソコン・スマートフォンでご利用いただけるe-Tax(電子申告)が便利です。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力することにより、所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税並びに贈与税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成した申告書などは、「①「書面」をプリントアウトして青梅税務署に郵送」「②マイナンバー

ドとICカードリーダーライタ(またはマイナンバーカード対応スマートフォン)を使用してe-Tax「③ID・パスワード方式でe-Tax」により提出できます。

◆青梅税務署の申告書作成会場について

青梅税務署では、所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税並びに贈与税の申告書作成会場をつぎのとおり開設します。

〔開設期間〕2月16日(火)から3月15日(月)まで

*ただし、土曜、日曜日および祝日を除きます。

〔受付時間〕午前8時30分から午後4時まで(提出は午後5時まで)

〔相談時間〕午前9時から午後5時まで

○確定申告会場および閉庁日の申告相談会場(立川税務署にて開催)への入場には「入場整理券」が必要です。なお、入場整理券の配

付状況に応じて受け付けを早め、締め切る場合があります。また、入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEアプリで事前に入手することが可能です。LINEアプリでの事前発行では、国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」していただくことで、日時指定の入場整理券を入手する手続きが行えます。

○会場の混雑状況によっては長時間お待ちいただくこともありますので、ご了承ください。

○確定申告期間の後半は、申告書作成会場、提出窓口が大変混雑することが予想されます。早期提出にご協力願います。

○青梅税務署へお越しの際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

○2月1日(月)から3月15日(月)までの間は、青梅税務署の駐車場は使用できません。(身体障がい者用車両は除きます)なお、

この期間中は、河辺駅北口のイオンスタイル河辺の駐車場をご利用ください。

◆閉庁日の申告相談について

2月21日(日)および2月28日(日)に限り、所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告書並びに贈与税の申告書の作成のアドバイス(電話による相談を除きます)・用紙の配布および申告書などの受け付けを立川税務署(立川市緑町4番地の2立川地方合同庁舎)において立川税務署と合同で行います。(青梅税務署では執務を行っていませんのでご注意ください)

〔受付時間〕午前8時30分から午後4時まで(提出は午後5時まで)

〔相談時間〕午前9時から午後5時まで

※確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。なお、この2日間は大変混雑が予想されますので

ご承知ください。また、当日は国税の領収および納税証明書の発行は行っておりません。

◆感染症対策へのお願について

税務署や、各申告相談会場に来場される際は、マスクの着用および検温の実施にご協力をお願いします。また、会場の混雑緩和のため、できる限り少人数での来場にご協力をお願いします。

なお、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。

◆国税の納付は、振替納税(贈与税を除きます)やe-Tax(国税電子申告・納税システム)をご利用ください

納付書で納付される場合は、納付書に金額などを記入のうえ、お近くの金融機関で必ず納期限(所得税及び復興特別所得税、贈与

《次ページへ続く》